

計画相談支援・障害児相談支援
マニュアル

平成26年4月
三木市

第 1 部 相談支援に係る法改正の概要

1 相談支援の充実

障害児・者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害児・者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であるが、市町村ごとにその取組状況に格差があるとの指摘がありました。

また、サービス利用計画の作成については、重度障害者等の地域生活を支援する上で重要であるが、利用が低調となっていました。

さらに、自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、計画的にサービス基盤の整備を進めていく役割を担っているが、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられました。

このため、平成 22 年 12 月に可決・成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法及び児童福祉法等が改正され、以下のとおり相談支援の充実等を図ることとされました。

- ・市町村に基幹相談支援センターを設置（任意）
- ・「自立支援協議会」を法律上位置付け
- ・地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- ・支給決定のプロセスの見直し（サービス等利用計画案の勘案）、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大
- ・成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

2 相談支援体系の見直し

従来の障害者自立支援法においては、2 種類の相談支援が規定されていました。

一つは市町村が地域生活支援事業として実施すべき相談支援（三木市においては三木市障害者相談支援センターに委託して実施）、もう一つは個別給付事業として指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成する相談支援（サービス利用計画作成費）でした。

平成 24 年 4 月施行の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、相談支援体系が見直され、相談支援は 4 種類に分かれることとなりました。

●平成24年4月からの相談支援体系

	市町村による相談支援	計画相談支援	障害児相談支援	地域相談支援
実施主体	市町村	指定特定相談支援事業者	指定障害児相談支援事業者	指定一般相談支援事業者
事業者指定	—	市町村	市町村	都道府県・指定都市・中核市
対象者	全ての障害児・者及びその家族等	・障害福祉サービスを申請した障害児・者 ・地域相談支援を申請した障害者	障害児通所支援を申請した障害児	【地域移行支援】 入所・入院している障害者等 【地域定着支援】 緊急時等の支援体制が必要な障害者
サービス内容	日常生活等に関する相談、情報提供等	・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助	・地域移行支援 ・地域定着支援
根拠法	障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）	障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）	児童福祉法	障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）

一つ目の市町村による相談支援は、法改正前と変更はなく、引き続き市町村の責任において実施すべき事業です。

二つ目の計画相談支援は、法改正前の指定相談支援（サービス利用計画作成費）にあたるサービスです。従来は対象者が非常に限定されていましたが、今般の法改正により障害福祉サービスを申請した全ての障害児・者が対象となります。ただし、相談支援の提供体制の整備を考慮し、経過措置として、平成27年3月までは、計画案の提出がなくとも支給決定を行うことができます。

三つ目の障害児相談支援は、児童福祉法の改正により新たに創設されたサービスです。障害児通所支援を利用する際の計画を作成するサービスであり、障害児通所支援を申請した全ての障害児が対象です。ただし、計画相談支援と同様の経過措置があります。

四つ目の地域相談支援は、障害者自立支援法の改正により、平成24年4月より新たに創設されたサービスです。障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に係る支援（地域移行支援）と、居宅において単身で生活する障害者等について常時の連絡体制の確保及び緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）に分けられます。

3 支給決定プロセスの見直し

従来の支給決定プロセスでは、支給決定後、障害者が独居しているなどの個別の事情のために、サービスの利用調整に係る支援を必要とする者等についてはサービス利用計画を作成することができるといっていただけました。このため、サービス利用計画作成費の支給決定者は非常に少なく、三木市では年間数人という状況でした。

しかし、今般の法改正により支給決定プロセスが見直され、ケアマネジメントが支給決定プロセスに組み込まれました。具体的には、市町村は、障害児・者が障害福祉サービス又は地域相談支援を申請する場合には、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めます。また、障害児が障害児通所支援を申請する場合には、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めます。市町村は、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を勘案して支給決定を行うこととなります。

なお、地域生活支援事業（移動支援や日中一時支援等）のみを申請する者は計画相談支援の対象になりません。

また、障害児通所支援と障害福祉サービスを両方利用する障害児については、障害児相談支援で対応することとなります。

第2部 サービス等利用計画案作成時の留意事項

1 サービス利用支援及び障害児支援利用援助のサービスの内容

サービス利用支援及び障害児支援利用援助（以下「サービス利用支援等」という。）とは、以下の支援のいずれも行うものをいいます。

ア 障害福祉サービス等の申請若しくは申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成する。

【サービス等利用計画案等の記載事項】

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間

※ 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）以外の者が作成する場合（セルフプラン等）のサービス等利用計画案等の記載事項についても、上記に準じることとなる。（⑦を除く。）。

イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画等を作成する。

【サービス等利用計画等の記載事項】

サービス等利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加。

- ① 福祉サービス等の利用料
- ② 福祉サービス等の担当者

2 利用するサービスと対象となる相談支援の種類について

（1）介護保険制度におけるケアプランとの関係

介護保険制度のサービスを利用する場合は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成対象となるため、下記にあげる障害福祉サービス固有のものと認められるサービスの利用を希望する場合であって、三木市が必要と認める場合に限り対象とします。

※障害福祉サービス固有のものと認められるサービス

⇒行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

(2) 地域生活支援事業のみの利用者について

地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援等）のみの利用者は計画の対象となりません。

(3) 障害福祉サービスと障害児通所支援を両方利用する障害児について

障害福祉サービスと障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援等）を両方利用する障害児については、障害児相談支援での対応となります。

【例】4月1日から居宅介護を利用している障害児が、9月1日から障害児通所支援も利用することとなった場合

⇒4月1日から8月31日までは計画相談支援、9月1日からは障害児相談支援の対象となる。（8月31日付で計画相談支援の支給を終了する。）

●利用するサービスと対象となる相談支援の種類（例）

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障害者	障害福祉サービスのみ	○	×
	地域相談支援のみ	○	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	地域相談支援及び地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）及び介護保険制度のサービス	○ ※市が必要と認める場合のみ	×
	障害福祉サービス（居宅介護等の上乗せのみ）及び介護保険制度のサービス	×	×
障害児	障害福祉サービスのみ	○	×
	障害児通所支援のみ	×	○
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	○
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	○

3 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間

(1) 支給期間の開始月

《新たに計画相談支援給付費等の対象となった場合》

サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する日）

【例】平成24年11月20日にサービス等利用計画を作成

平成24年12月1日から障害福祉サービス支給決定

⇒ 計画相談支援給付費等の開始＝平成24年11月1日～

《既に計画相談支援給付費等の対象となっており、継続される場合》

前支給期間終了月の翌日

【例】平成24年11月30日に計画相談支援給付費等の支給期間終了

⇒ 計画相談支援給付費等の開始＝平成24年12月1日～

(2) 支給期間の終期月

障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月までの範囲内で設定します。

4 モニタリングの対象者

セルフケアプランが提出された場合は、自ら計画を作成できるものであると判断し、指定特定相談支援事業者によるモニタリングの対象とはなりません。

それ以外の者はもちろん、モニタリングの対象者となります。

5 モニタリングの期間について

(1) モニタリング期間は、以下の通り設定します。

継続サービス利用支援の開始月を起点として、モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定します。

(2) 以下の標準利用期間に基づき実施月を設定します。

※標準期間

① 1月ごと（毎月）

- ・新規支給決定又は支給決定変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者
※ただし、支給決定または変更決定に係る障害福祉サービスの利用開始日から3か月に限る。
- ・障害福祉サービス利用者又は地域定着支援利用者のうち、次に該当するもの

（重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く）

- A 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行うことが必要である者
- B 単身世帯、同居家族の障がい・疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- C 重度障害者等包括支援に係る支給決定ができる者

② 6か月ごと

障害福祉サービス利用者又は地域定着支援利用者のうち上記A～C以外の者、並びに地域移行支援利用者（重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く）

③ 1年ごと

重度障害者等包括支援利用者及び障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している者

※重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者がサービスの実施状況の把握を行うため、原則として支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施します。

(3) 上記標準期間を形式的に当てはめるだけでは、適当なモニタリング期間が導かれない場合
上記に加え、以下の勘案事項を踏まえ、実施月を設定します。

なお、「新規支給決定又は支給決定変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があ

った者」であっても必ずしも「支給決定当初の3か月間毎月モニタリング」とする必要はありません。

※勘案事項

- ①障害者等の心身の状況
- ②障害者等の置かれている環境
- ③総合的な援助の方針
- ④生活全般の解決すべき課題
- ⑤提供されるサービスの目標及び達成時期
- ⑥提供されるサービスの種類、内容、量 等

(4) モニタリング期間・頻度のサービス等利用計画案等及び付表への記載について

サービス等利用計画案等にモニタリング開始月及び頻度を記載するとともにサービス等利用計画案等付表にモニタリング頻度とした理由を記載してください。

指定特定相談支援事業者が提案するモニタリング期間の妥当性を考慮し、三木市が実施月を個別に決定します。

(5) モニタリング期間実施月の具体例について

【例1】障害福祉サービスを新規で利用し、支給決定の有効期間がH24.5.1～H25.4.30でモニタリング期間開始月が「H24.5」、モニタリング頻度が「当初3か月毎月 以後6か月毎」の場合

- ・計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4(計画作成月)～H25.4
- ・継続サービス利用支援の実施月 H24.5、H24.6、H24.7、H24.10、H25.4
- ・受給者証及び決定通知にはモニタリング実施月を具体的に記載します。

【例2】障害福祉サービスを新規で利用し、支給決定の有効期間がH24.5.1～H25.4.30でモニタリング期間開始月が「H24.10」、モニタリング頻度が「6か月毎」の場合（当初3か月毎月のモニタリングを不要と判断した場合）

- ・計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4(計画作成月)～H25.4
- ・継続サービス利用支援の実施月 H24.10、H25.4
- ・受給者証及び決定通知にはモニタリング実施月を具体的に記載します。

【例3】障害福祉サービスを新規で利用し、支給決定の有効期間がH24.5.1～H25.4.30でモニタリング期間開始月が「H24.8」、モニタリング頻度が「3か月毎」の場合（勘案事項等を考慮し、当初3か月毎月のモニタリングを不要、3か月毎のモニタリングが適切と判断した場合）

- ・計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4(計画作成月)～H25.4
- ・継続サービス利用支援の実施月 H24.7、H24.10、H25.1、H25.4
- ・受給者証及び決定通知にはモニタリング実施月を具体的に記載します。

(6) 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合（地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。）については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援等についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・ 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援等とその直後の継続サービス利用支援等は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者等の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・ その他市がやむを得ないと認める場合

【例】A 特定相談支援事業所とB 生活介護事業所を兼務するC 相談支援専門員が、9月1日からB 生活介護事業所を利用するD さんのサービス等利用計画案を作成した場合
⇒原則として11月末まではC 相談支援専門員がモニタリングを実施しても構わないが、12月以降のモニタリングはB 生活介護事業所と兼務しない相談支援専門員が実施しなければならない

【例】A 特定相談支援事業所とB 生活介護事業所を兼務するC 相談支援専門員が、同じ法人内のD 就労移行支援事業所を9月1日から利用するE さんのサービス等利用計画案を作成した場合
⇒モニタリング実施に関して制限はない（4か月目以降もモニタリングを実施できる。）。

6 報酬について

①モニタリングを予定月に行うことができなかった場合の取扱い

対象者が不在など、やむを得ない事情があると三木市が認める場合は、予定月の翌月にモニタリングを実施した場合にも報酬を請求できることとします。

ただし、該当するケースが生じた場合には、必ずモニタリングを実施する前にご連絡ください。

②報酬単価について

計画相談支援にかかる報酬単価は、1件あたり13,000円と16,000円の2つのパターンがあります。

A 13,000円の場合

モニタリングを実施した結果、このまま継続してサービスを利用し、かつ、当初の計画どおりにモニタリングを実施していくことが妥当だと判断した場合

⇒モニタリングの結果、モニタリング報告書のみを作成し、提出する場合は該当

B 16,000円の場合

上記13,000円に該当しない場合は、原則として16,000円請求できます。

※サービス利用支援の終期月に実施するモニタリングは、次のサービス利用支援期間の利用計画案の作成と同月に行われます。

●報酬加算減算等一覧

	サービス内容	単位	算定要件
1	サービス利用支援費・障害児支援利用援助費	1,600 単位/月	サービス利用支援・障害児支援利用援助を行った場合に算定(※1・2)
2	継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費	1,300 単位/月	継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った場合に算定(※1～3)
3	居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)	▲700 単位/月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要介護1・2の者に対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算(※4)
4	居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)	▲1,000 単位/月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要介護3～5の者に対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算(※4)
5	介護予防支援費重複減算	▲112 単位/月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要支援1・2の者に対して、介護予防支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算(※4)
6	特別地域加算	+15/100	利用者が厚生労働大臣定める地域(離島や豪雪地帯等。三木市は対象外。)に居住している場合に、1及び2の所定単位数に加算
7	利用者負担上限管理加算	150 単位/月	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者が、利用者負担合計額の管理を行った場合に加算

※1 障害児相談支援対象者に対してサービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費を算定しない(障害児支援利用援助費のみ算定する。)

※2 障害福祉サービス等の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費は算定せず、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費のみ算定する。

なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った場合には、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費及び継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費の両方を算定できる。

※3 継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費については、受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等やむをえない事情により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援・障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合は、当該翌月においても継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費を算定できる。

※4 同一の事業所であっても、ケアプランとサービス等利用計画の作成者が異なる職員であれば、減算はしない。

【例】3月に継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果、サービスを追加することになり、3月中に新たなサービス等利用計画を作成した場合
⇒3月はサービス利用支援費（1,600 単位）のみ算定する。

【例】8月5日にサービス利用支援（計画作成）を行い、8月10日から居宅介護の利用を開始し、8月30日に1回目の継続サービス利用支援（モニタリング）を行った場合
⇒8月はサービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。
（1,600 単位+1,300 単位=2,900 単位）

【例】A事業所のB相談員が、要介護1の利用者のケアプランとサービス等利用計画を一体的に作成した場合
⇒居宅介護支援費重複減算（I）が適用される
（1,600 単位-700 単位=900 単位）

7 サービス利用支援・継続サービス利用支援等の流れについて

●新規利用者のサービス利用支援の流れ

サービス利用支援(新規)の流れ	
1 申請受理	<p>利用希望者から申請書を受理します。</p> <p>併せて、相談支援事業所への情報提供について同意をとるとともに、利用希望者からの意向を聴取し、市で相談支援事業所を決定します。</p>
2 市から相談支援事業者への情報提供	<p>相談支援事業所に市から情報提供(手帳所持状況、調査時の概況調査票等)を行うとともに、利用希望者への連絡を依頼します。</p>
3 アセスメントの実施	<p>相談支援事業所から利用希望者に連絡をとり、面接します。アセスメントの実施後、計画案の作成に向け、個別支援会議を開催します。</p>
4 重要事項説明、利用契約等	<p>重要事項説明及び利用契約を行います。</p>
5 計画案等の作成	<p>計画案、週間計画案を作成し、利用希望者に署名してもらいます。</p> <p>計画案付表を作成します。</p>
6 計画案等の提出	<p>計画案の写し、週間計画案、計画案付表等必要書類を相談支援事業所から三木市に提出します。</p>
7 支給決定	<p>提出された書類を元に、支給決定を行います。</p> <p>支給決定通知書および受給者証を利用者に送付します。</p> <p>支給決定通知書写しおよび受給者証写しを相談支援事業所に送付します。</p>
8 サービス利用計画の決定	<p>受給者証に記載された支給決定量に基づきサービス利用計画を確定させます。</p> <p>確定したサービス利用計画をサービス提供事業者及び市に渡します。</p>

●更新申請者のサービス利用支援の流れ

サービス利用支援(継続)の流れ	
※障害福祉サービスの終期月のモニタリングはサービス利用支援になります。	
1 更新申請の援助	更新月が近づいたら、相談支援事業者は利用者に申請書を提出するよう援助します。(期間終了の2月程前に対象者に申請書を市から送付)
2 アセスメントの実施	相談支援事業所から利用希望者に連絡をとり、面接します。アセスメントの実施後、計画案の作成に向け、個別支援会議を開催します。
3 計画案等の作成	計画案、週間計画案を作成し、利用希望者に署名してもらいます。計画案付表を作成します。
4 計画案等の提出	計画案の写し、週間計画案、計画案付表等必要書類を相談支援事業所から三木市に提出します。
5 支給決定	提出された書類を元に、支給決定を行います。 支給決定通知書および受給者証を利用者に送付します。 支給決定通知書写しおよび受給者証写しを相談支援事業所に送付します。
6 サービス利用計画の決定	受給者証に記載された支給決定量に基づきサービス利用計画を確定させます。 確定したサービス利用計画をサービス提供事業者及び市に渡します。

●継続サービス利用支援（モニタリング）の流れ

継続サービス利用支援の流れ	
1 モニタリングの実施	受給者証に記載されているモニタリング実施月に、モニタリングを行います。
2 モニタリング報告書の作成	モニタリング報告書を作成し、三木市に提出します。
継続してサービスを利用し続ける場合	
	対象者は、継続してサービスを利用します。
モニタリング期間を変更する必要がある場合	
2 モニタリング報告書の作成	サービス内容の変更は必要ないが、モニタリング実施月を当初の計画と変更した方がよいと判断される場合は、モニタリング報告書に必要と見込むモニタリング実施月を記載し、受給者証、とともに市に提出します。（必要に応じて付表もあわせて提出）
3 モニタリング期間の変更	市がモニタリング期間の変更の必要性を認めた場合は、変更後の受給者証を送付します。
利用するサービスを変更する必要がある場合	
2 モニタリング報告書の作成	利用するサービス内容や量の変更が必要と認められる場合には、モニタリング報告書とともに、サービス等利用計画案を作成し、申請書、受給者証とともに市に提出します。
3 サービス内容の見直し⇒サービス利用開始	市は、提出されたモニタリング報告書や利用計画案をもとにサービス内容の変更の必要性を審査し、必要と認めるときは、支給決定通知および変更後の受給者証を発送します。 利用者は新たなサービスの利用を開始します。